

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月9日

【四半期会計期間】 第38期第2四半期(自平成29年7月1日至平成29年9月30日)

【会社名】 明豊ファシリティワークス株式会社

【英訳名】 Meiho Facility Works Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 貫 美

【本店の所在の場所】 東京都千代田区平河町二丁目7番9号

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営企画本部長 大 島 和 男

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区平河町二丁目7番9号

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営企画本部長 大 島 和 男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | | 第37期 第2四半期累計期間 | 第38期 第2四半期累計期間 | 第37期 |
|------------------------------|------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | | 自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日 | 自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日 | 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日 |
| 売上高 | (千円) | 3,041,104 | 2,373,596 | 5,809,342 |
| 経常利益 | (千円) | 153,941 | 197,524 | 593,800 |
| 四半期(当期)純利益 | (千円) | 105,499 | 135,964 | 427,189 |
| 持分法を適用した場合の 投資利益 | (千円) | | | |
| 資本金 | (千円) | 534,192 | 543,404 | 534,192 |
| 発行済株式総数 | (千株) | 12,725 | 12,775 | 12,725 |
| 純資産額 | (千円) | 2,416,065 | 2,852,077 | 2,804,867 |
| 総資産額 | (千円) | 4,107,414 | 4,180,927 | 4,087,306 |
| 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 | (円) | 9.33 | 11.75 | 37.73 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 | (円) | 9.26 | 11.45 | 36.50 |
| 1株当たり配当額 | (円) | | | 12.50 |
| 自己資本比率 | (%) | 58.0 | 66.8 | 67.0 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 90,656 | 418,474 | 238,023 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 11,661 | 11,243 | 7,262 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | (千円) | 121,165 | 124,408 | 94,605 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 | (千円) | 1,342,703 | 1,795,054 | 1,512,232 |

| 回次 | | 第37期 第2四半期会計期間 | 第38期 第2四半期会計期間 |
|---------------|-----|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | | 自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日 | 自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日 |
| 1株当たり四半期純利益金額 | (円) | 7.72 | 8.99 |

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりません。
 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため該当事項はありません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。
なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかな回復基調がみられましたが、アジア新興国の海外経済の不確実性や北朝鮮問題などにより、依然として先行き不透明のまま推移しました。

建設業界では、建設費の高騰や、公費の伴う建設工事の必要性や発注先に関する意思決定プロセス、建設費そのものの決定プロセスへの関心が高まり、更に安全性について、繰り返し報道されました。

このような状況の中で当社は、創業以来「フェアネス」と「透明性」を貫き、「明朗会計」と称して、独自のCM（コンストラクション・マネジメント）を展開してきました。「顧客側に立つプロ」としてお客様のお役に立つ事を基本理念とし、当社のCM（コンストラクション・マネジメント＝発注者支援サービス）は、顧客本位の原点に立ち、プロジェクトのプロセスと関連する情報のすべてを可視化することで、「品質、スケジュール、コストの最適化」を提供しております。

当社は、国土交通省が行なう「多様な入札契約方式モデル事業支援事業者」に当事業年度も応募し、「東京都板橋区小中学校等空調設備一斉更新事業」に係るモデル事業の支援事業者として受託し、4年連続の受託となりました。

このモデル事業の支援を通じてわが国におけるCM方式の普及に貢献する傍ら、他の地方公共機関からの引き合いについて、発注者支援型CM方式の実績を着実に積み上げております。

このような中で、公共分野としては、墨田区の「公共施設（建物）長期修繕計画に基づく工事条件整理等業務委託」、中野区の「平和の森公園新体育館整備事業実施設計CM業務委託」「桃園小学校・向台小学校統合新校他2統合新校校舎等整備基本・実施設計CM業務委託」「新区役所建設支援アドバイザー業務委託」における各公募案件に応募し、当社が選定されました。また、昨年の大地震で被害を受けた熊本県宇土市の「新庁舎建設基本計画策定及び設計者選定支援業務」や奈良県立医科大学「新キャンパス施設整備基本計画策定業務」、さらに山形県米沢市の「庁舎建替事業管理支援業務」や滋賀県米原市の「統合庁舎整備事業発注者支援業務」に関する公募型プロポーザルに応募し、当社が委託企業として選定されました。

今後も老朽化した公共施設対策を検討する地方自治体は引続き増加する中でCM方式を導入する自治体が増加しているため、当社が提案する機会が増えるものと考えております。

大型の生産施設や教育施設の再整備など大手民間企業からの引き合いも安定的に推移しており、徹底したコスト削減策のみならず、プロジェクト早期立上げ支援や、事業化支援業務といった上流工程からの引き合い案件が新規顧客、既存顧客共に増加しています。当社サービスが「発注者支援業務＝明豊のCM」として広く認識され、今後も拡大していく手応えを実感するとともに、顧客からの期待に一つ一つ確実に応える高い緊張感が今まで以上に大切だと考えております。

当社の売上高は、顧客との契約形態によって変動するものであり、契約形態は顧客がプロジェクト毎に選択可能であります。当事業年度は、前事業年度にも増してピュアCM（工事原価を含まないフィーのみの契約型CM 図1参照）が顧客から選択され、また、当社はアットリスクCMが顧客にとって大きなメリットとなるプロジェクトを厳選して提案を行っている事もあり、アットリスクCM（工事原価を含む請負契約型CM 図2参照）が減少する見込みであることから、当第2四半期累計期間の売上高の業績予想は前年度比23.3%減となる発表をしております。

期首の予想通り、当第2四半期累計期間の売上高は、2,373百万円（前年同四半期3,041百万円）と前年同四半期と比べ22.0%減少しましたが、利益面に対する影響は殆どありません。

尚、社内で管理する受注粗利益は、前事業年度を大きく上回り、過去最高を記録しました（粗利益ベース 1参照）。

これらの結果、売上総利益は791百万円（前年同四半期747百万円）、営業利益は194百万円（前年同四半期161百万円）、経常利益は197百万円（前年同四半期153百万円）、四半期純利益は135百万円（前年同四半期105百万円）となりました。

事業のセグメントの業績は次のとおりです。

オフィス事業

日本国内における活発な事業再編の動きと東京都心における大規模開発の影響を受け、事業所移転や統廃合などの需要が継続しております。

当社のCM手法によるPM（プロジェクト・マネジメント）サービスは、移転の可否やワークスタイルの方向性を検討する構想段階およびビルの選定から引越しまでワンストップで支援することが可能であります。大企業におけるグループ企業の統廃合、地方拠点の集約化、また、大規模な新築ビルの竣工時同時入居プロジェクトなど、難易度の高い事業所移転についてサービスを提供しました。

特に当事業年度は『働き方改革』への関心の高まりから、アクティビティの可視化について自社で15年の運用実績を有する当社に、多くの『働き方改革』に関する構想策定から定着化までの支援依頼がありました。ABW（Activity Based Working）の運用実績を有する強みを活かした営業展開が今後も継続すると思われま

す。当第2四半期累計期間のオフィス事業の売上高は、アットリスク型請負契約が予想通り減少したことにより922百万円（前年同四半期1,272百万円）となりました。

CM事業

労務費や資材の高騰などにより建築費予算超過に悩まれた顧客からの引き合いの他、庁舎等の公共施設、工場や研究施設、教育施設や医療施設等の建設を伴う新規事業のプロジェクト立上げ等、多くの提案機会を得ることができました。

かねてからサービスを提供しておりました外資系企業における大規模テーマパーク建設「レゴランドジャパン（愛知県名古屋市）」は予定通り今春オープンし、引続き2018年に開業予定であるレゴランドホテル及び水族館施設の業務を遂行しております。

また、大阪府立大学が一般公募した「大阪府立大学学舎整備事業のCM事業者募集（業務期間平成29年度～平成30年度）」にりそな銀行と共同で応募し、8年連続で受注することができ業務を遂行しております。

当第2四半期累計期間のCM事業の売上高は、予想通り減少し、990百万円（前年同四半期1,342百万円）となりました。

CREM事業

大企業向けを中心に、当社の窓口を一本化して顧客保有資産の最適化をサポートするCREM（コーポレート・リアルエステート・マネジメント）事業については、当社技術者集団による透明なプロセス（CM手法）とデジタル活用による情報の可視化やデータベース活用によって、多拠点施設の新築・改修・移転や基幹設備の維持管理支援を行っております。

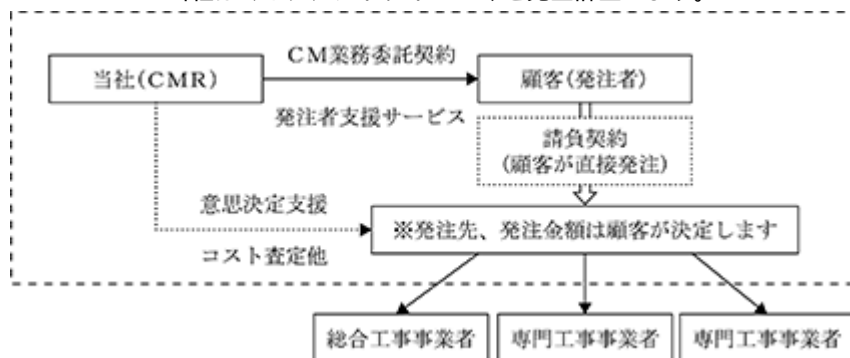
工事コスト管理や保有資産のデータベース化による資産情報の集中管理、多拠点同時進行プロジェクトを可視化し、進捗状況を効率的に管理するシステム構築などの実績をもとに、複数の商業施設や支店等を保有する大企業、金融機関等から継続して依頼を頂いております。

当第2四半期累計期間のCREM事業の売上高は459百万円（前年同四半期426百万円）となりました。

- 1 粗利益は、受注高（または売上高）から社内コスト以外の原価（工事費等）を差し引いたものです。当社の受注高（または売上高）は、顧客との契約形態（ピュアCM方式とアットリスクCM方式 下記図1、2参照）によって金額が大きく変動するため、社内における業績管理は、この粗利益を用いております。

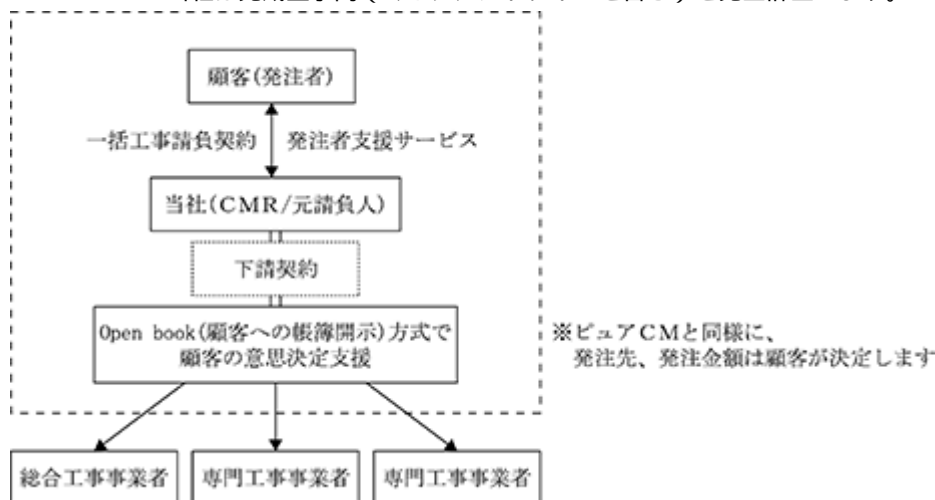
(図1) ピュアCM方式の契約関係(業務委託契約)は次のとおりであります。

当社はマネジメントフィーのみを売上計上します。



(図2) アットリスクCM方式の契約関係(請負契約)は次のとおりであります。

当社は完成工事高(マネジメントフィーを含む)を売上計上します。



・体制強化とデータ活用について

当社は予めからCM(発注者支援業務)の知名度向上による顧客からの高い期待に応えるため、建設や設備に関するプロのほか、気付きのあるプロジェクト・マネージャーなどを積極的に、かつ厳選して採用しております。

また、社内研修や、マネジメントスキル等の向上に向けたカリキュラムを充実させるなど、社員教育にも注力すると同時に、社員が効率的に働けるようICTを積極的に活用した職場環境改善を常に実施しております。

社員はそのような職場環境の中で、社内に10数年に亘って整理・蓄積された社員一人ひとりの行動分析に関するビックデータを活用し、自らのアクティビティの改善やキャリアビジョン実現に向けた上司との協働などによって、主体的に能力の向上や働き方の改革を図っております。

それらの取組みにより、当社の残業時間(月平均)は毎事業年度着実に減少しております。

このような当社のICTを活用した生産性向上や顧客満足度向上の双方を目的とした取組については、平成29年7月に総務省より公表されました、平成29年「情報通信に関する現状報告」(平成29年版情報通信白書)に「競争優位性確保のためのデータ利活用」のテーマで取り上げられました。また、今年11月18日には、京都市で開催される日本情報経営学会第75回全国大会で、当社会長坂田 明が「コンストラクション・マネジメントを実現するデジタルな働き方」と題して特別講演を行う予定であります。

・コンプライアンス等について

事業を継続するためには、当社の隠し事のない経営に基づくコーポレートガバナンスの下、コンプライアンスの徹底と、社会的責任の履行（CSR）が不可欠であります。

当社では「明朗経営」と称し、各プロジェクトに関するプロセスや成果等の可視化や、企業業績等に関する情報を可視化し、「隠し事」が出来ない仕組みの構築及び各種法令を遵守するための体制や規程等を整備し、内部統制システムを構築しております。

また、CSRへの取組みに関する方針を定め、併せて「フェアネス・透明性・顧客側に立つプロであれ」の企業理念を企業風土として定着させるなど、社員と一丸となって行動しております。

（CSRへの取組みの概要）

お客様の「適切な企業統治」をサポートし、お客様のプロジェクトにおいて「環境」等の課題解決をペーパーレスやテレワークを推進するオフィスづくりをサポートすることで、重要な社会的責任を果たします。

また、当社は環境及び近隣地域のCSR団体に加盟し、他の加盟社の活動やボランティア情報を収集し、会社として活動する他、社員へ啓蒙を図り、一体となって活動します。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前事業年度末に比べて、2.5%増加し、3,851百万円となりました。これは、現金及び預金が282百万円増加したことなどによります。

固定資産は、前事業年度末に比べて、0.3%増加し、329百万円となりました。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べ2.3%増加し、4,180百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前事業年度末に比べて、5.1%増加し、863百万円となりました。これは、工事未払金が231百万円増加したことなどによります。

固定負債は、前事業年度末に比べて、1.0%増加し、465百万円となりました。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べ3.6%増加し、1,328百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前事業年度末に比べて、1.7%増加し、2,852百万円となりました。これは、自己株式が23百万円減少したことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前第2四半期累計期間に比べ452百万円増加し、1,795百万円となりました。

当第2四半期累計期間による各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果取得した資金は、418百万円となりました（前年同四半期は90百万円の取得）。

取得の主な内訳は、仕入債務の増減額231百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、11百万円となりました（前年同四半期は11百万円の取得）。

支出の主な内訳は、保険積立金の積立による支出8百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は、124百万円となりました（前年同四半期は121百万円の支出）。

支出の主な内訳は、配当金の支払額142百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 48,000,000 |
| 計 | 48,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年9月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成29年11月9日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|-----------------------------|------------------------------------|------------|
| 普通株式 | 12,775,900 | 12,775,900 | 東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) | 単元株式数 100株 |
| 計 | 12,775,900 | 12,775,900 | | |

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成29年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2017年度新株予約権（Bタイプ）

| | |
|---|---|
| 決議年月日 | 平成29年6月27日 |
| 新株予約権の数 | 180個(注)1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 18,000株(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価額 338円 資本組入額 169円(注)2 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項 | (注)4 |

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人はこれを行使できないものとする。
- (3) 当社の平成30年3月期における経常利益(2017年度新株予約権(Bタイプ)及び2017年度新株予約権(Cタイプ)の業績条件判定前の金額)が、600百万円以上でなければ新株予約権を行使することができない。
- (4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使条件
上記(注)3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項
下記(注)5に準じて決定する。
5. 以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2017年度新株予約権（Cタイプ）

| | |
|-------------------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成29年 6月27日 |
| 新株予約権の数 | 1,350個(注) 1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 135,000株(注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価額 338円 資本組入額 169円(注) 2 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 4 |

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人はこれを行使できないものとする。

(3) 当社の平成30年3月期における経常利益（2017年度新株予約権（Bタイプ）及び2017年度新株予約権（Cタイプ）の業績条件判定前の金額）が、600百万円以上でなければ新株予約権を行使することができない。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使条件

上記(注)3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

下記(注)5に準じて決定する。

5. 以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|-------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成29年7月25日 (注) | 50,900 | 12,775,900 | 9,212 | 543,404 | 9,162 | 349,676 |

(注) 当社は、平成29年6月27日開催の取締役会決議により、譲渡制限付株式報酬として、平成29年7月25日付で新株式を50,900株発行いたしました。なお、当該新株式の発行については、その内容は以下のとおりであります。

| | |
|----------------------------------|---|
| (1) 払込期日 | 平成29年7月25日 |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 当社普通株式 50,900株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき361円 |
| (4) 発行総額 | 18,374,900円 |
| (5) 募集又は割当方法 | 特定譲渡制限付株式を割り当てる方法 |
| (6) 出資の履行方法 | 金銭報酬債権の現物出資による |
| (7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数 | 当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。)4名 50,900株 |

(6) 【大株主の状況】

(平成29年9月30日現在)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|----------------------------|-----------------|---------------|------------------------------------|
| 株式会社サカタホールディングス | 東京都目黒区東が丘2-1-15 | 2,715 | 21.25 |
| 明豊ファシリティワークス株式会社 (自己株式) | 東京都千代田区平河町2-7-9 | 1,088 | 8.52 |
| 坂田 明 | 東京都目黒区 | 525 | 4.11 |
| 明豊従業員持株会 | 東京都千代田区平河町2-7-9 | 314 | 2.46 |
| 中山 高德 | 長野県佐久市 | 207 | 1.62 |
| 野村 勝朗 | 神奈川県川崎市 | 200 | 1.57 |
| 坂田 紀美子 | 東京都目黒区 | 190 | 1.49 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1-6-1 | 188 | 1.47 |
| 松村 孝一 | 東京都八王子市 | 155 | 1.21 |
| 伊秩 滋 | 東京都品川区 | 148 | 1.16 |
| 計 | | 5,732 | 44.87 |

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------------------|----------|----------------|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 1,088,600 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 11,685,000 | 116,850 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 2,300 | | 1単元(100株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 12,775,900 | | |
| 総株主の議決権 | | 116,850 | |

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の「株式数」欄には証券保管振替機構名義の株式が400株、「議決権の数」欄に当該議決権の数4個がそれぞれ含まれております。

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|----------------------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 明豊ファシリティワークス 株式会社 | 東京都千代田区平河町 2 - 7 - 9 | 1,088,600 | | 1,088,600 | 8.52 |
| 計 | | 1,088,600 | | 1,088,600 | 8.52 |

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人日本橋事務所による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当第2四半期会計期間 (平成29年9月30日) |
|---------------|-----------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,512,232 | 1,795,054 |
| 受取手形・完成工事未収入金 | 2,040,650 | 1,809,071 |
| 未成工事支出金 | 43,366 | 69,692 |
| その他 | 163,030 | 177,964 |
| 流動資産合計 | 3,759,279 | 3,851,783 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 39,327 | 37,196 |
| 無形固定資産 | 16,916 | 14,482 |
| 投資その他の資産 | 271,782 | 277,465 |
| 固定資産合計 | 328,026 | 329,143 |
| 資産合計 | 4,087,306 | 4,180,927 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 工事未払金 | 183,383 | 415,059 |
| 未払法人税等 | 120,252 | 75,675 |
| 賞与引当金 | 298,186 | 185,716 |
| 工事損失引当金 | - | 1,763 |
| その他 | 219,733 | 185,252 |
| 流動負債合計 | 821,555 | 863,467 |
| 固定負債 | | |
| 長期未払金 | 199,841 | 199,841 |
| 退職給付引当金 | 261,041 | 265,541 |
| 固定負債合計 | 460,883 | 465,382 |
| 負債合計 | 1,282,439 | 1,328,850 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 534,192 | 543,404 |
| 資本剰余金 | 371,524 | 400,460 |
| 利益剰余金 | 2,005,787 | 1,998,496 |
| 自己株式 | 171,784 | 147,848 |
| 株主資本合計 | 2,739,718 | 2,794,513 |
| 新株予約権 | 65,148 | 57,564 |
| 純資産合計 | 2,804,867 | 2,852,077 |
| 負債純資産合計 | 4,087,306 | 4,180,927 |

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

| | 前第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日) |
|------------|---|---|
| 売上高 | 3,041,104 | 2,373,596 |
| 売上原価 | 2,293,597 | 1,582,023 |
| 売上総利益 | 747,507 | 791,572 |
| 販売費及び一般管理費 | 1 586,174 | 1 596,777 |
| 営業利益 | 161,333 | 194,794 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 19 | 0 |
| 未払配当金除斥益 | 312 | 450 |
| 新株予約権戻入益 | - | 3,287 |
| その他 | 100 | 405 |
| 営業外収益合計 | 431 | 4,144 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 289 | - |
| 投資有価証券売却損 | - | 1,415 |
| 売上債権売却損 | 7,533 | - |
| 営業外費用合計 | 7,823 | 1,415 |
| 経常利益 | 153,941 | 197,524 |
| 税引前四半期純利益 | 153,941 | 197,524 |
| 法人税等 | 48,442 | 61,559 |
| 四半期純利益 | 105,499 | 135,964 |

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前四半期純利益 | 153,941 | 197,524 |
| 減価償却費 | 9,576 | 8,865 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 113,850 | 112,470 |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 18,927 | 4,499 |
| 役員退職慰労引当金の増減額(は減少) | 2,240 | - |
| 受取利息及び受取配当金 | 19 | 0 |
| 支払利息 | 289 | - |
| 投資有価証券売却損益(は益) | - | 1,415 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 81,215 | 231,579 |
| 未成工事支出金の増減額(は増加) | 1,762 | 26,325 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 79,764 | 231,676 |
| 未成工事受入金の増減額(は減少) | 11,860 | 1,751 |
| 工事損失引当金の増減額(は減少) | 24 | 1,763 |
| その他 | 67,002 | 20,363 |
| 小計 | 178,730 | 519,913 |
| 利息及び配当金の受取額 | 19 | 0 |
| 利息の支払額 | 289 | - |
| 法人税等の支払額 | 87,804 | 101,440 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 90,656 | 418,474 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 2,826 | 3,988 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 1,300 | 312 |
| 敷金の差入による支出 | 7,475 | 1,090 |
| 敷金の回収による収入 | 284 | 149 |
| 差入保証金の回収による収入 | 20,501 | - |
| 投資有価証券の売却による収入 | - | 2,310 |
| 保険積立金の積立による支出 | - | 8,643 |
| その他 | 2,478 | 330 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 11,661 | 11,243 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入金の返済による支出 | 11,038 | - |
| ストックオプションの行使による収入 | 1,360 | 17,914 |
| 配当金の支払額 | 111,487 | 142,322 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 121,165 | 124,408 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 18,847 | 282,822 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 1,361,551 | 1,512,232 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 1 1,342,703 | 1 1,795,054 |

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

| 当第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日) | |
|---------------------------------------|---|
| 税金費用の計算 | 税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。 |

(四半期損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日至平成28年9月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 役員報酬 | 61,693千円 | 52,474千円 |
| 従業員給与 | 245,789千円 | 250,607千円 |
| 賞与引当金繰入額 | 57,276千円 | 61,794千円 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 4,067千円 | 千円 |
| 法定福利費 | 38,904千円 | 40,497千円 |
| 支払手数料 | 38,935千円 | 49,981千円 |
| 消耗品費 | 26,061千円 | 26,052千円 |

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

| | 前第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日至平成28年9月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日至平成29年9月30日) |
|------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 現金及び預金 | 1,342,703千円 | 1,795,054千円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 | 千円 | 千円 |
| 現金及び現金同等物 | 1,342,703千円 | 1,795,054千円 |

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成28年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 113,015 | 10.0 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月24日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|--------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成29年5月12日 取締役会 | 普通株式 | 143,255 | 12.5 | 平成29年3月31日 | 平成29年6月28日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

| | オフィス事業 | CM事業 | CREM事業 | 合計 |
|-------------------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 売上高 | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 1,272,068 | 1,342,235 | 426,800 | 3,041,104 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | | | | |
| 計 | 1,272,068 | 1,342,235 | 426,800 | 3,041,104 |
| セグメント利益 | 56,236 | 44,416 | 60,679 | 161,333 |

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

| | オフィス事業 | CM事業 | CREM事業 | 合計 |
|-------------------|---------|---------|---------|-----------|
| 売上高 | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 922,654 | 990,983 | 459,957 | 2,373,596 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | | | | |
| 計 | 922,654 | 990,983 | 459,957 | 2,373,596 |
| セグメント利益 | 52,339 | 49,746 | 92,709 | 194,794 |

(注) セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前第2四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日) | 当第2四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日) |
|---|---|---|
| (1) 1株当たり四半期純利益金額 | 9円33銭 | 11円75銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額(千円) | 105,499 | 135,964 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(千円) | 105,499 | 135,964 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 11,302 | 11,574 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | 9円26銭 | 11円45銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益調整額(千円) | | |
| 普通株式増加数(千株) | 90 | 299 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | | |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月9日

明豊ファシリティワークス株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

| | | | | | | | |
|----------------|-------|---|---|---|---|---|---|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山 | 村 | 浩 | 太 | 郎 | 印 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 遠 | 藤 | 洋 | 一 | | 印 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 新 | 藤 | 弘 | 一 | | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第38期事業年度の第2四半期会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。